

福島県原子力損害対策協議会

「ALPS処理水処分に係る風評被害の賠償基準」に関する説明会【議事概要】

- 1 日時 令和4年12月23日（金）13：30～15：30 ※フルオープン
2 場所 福島グリーンパレス 2階「瑞光の間」
3 出席者 福島県原子力損害対策協議会

福島県原子力損害対策協議会会長代理 鈴木副知事
JAグループ 東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会 管野会長
福島県商工会連合会 石本専務理事
福島県市長会 小松常務理事兼事務局長
福島県町村会 遠藤会長（広野町長） 他
計 85団体（会場33団体、Web52団体）

経済産業省

須藤福島原子力事故処理調整総括官
阿部原子力損害対応室長
原子力損害対応室 樫福企画調整官 他
計 4名出席

東京電力ホールディングス株式会社

高原常務執行役福島復興本社代表
内田執行役員福島復興本社副代表
阿部執行役員福島第一廃炉推進カンパニープレジデント
弓岡福島原子力補償相談室長 他
計 9名出席

4 挨拶

【協議会会長代理（鈴木副知事）】

本日は、年末のお忙しい中、御出席を頂き、誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃から本県の復興・再生に多大なる御尽力を賜り、心から感謝を申し上げます。

震災と原発事故から11年9か月が経過いたしました。福島の復興は一步一步着実に前進している一方で、避難生活の長期化に伴い、各地域の被災者を取り巻く状況は個別化・複雑化しており、復興の進捗に応じた被災者の生活再建や、事業・生業の再生に向けた支援の継続が重要となってきています。

これからお話申し上げるALPS処理水については、福島県だけの問題でなく、日本全体の問題として、県民、国民の理解を深めていくことが重要なことだと考えており、分かりやすい情報発信に加え、県産品等の流通促進と販路回復、観光誘客の

促進など、事業者の皆様が将来に渡って安心して事業を継続していけるよう、まずは風評を起こさせない取組が非常に重要になってきます。

それでもなお、風評被害が生じる場合の賠償につきましては、今年8月に改定された政府の行動計画に基づき、年内を目途に取りまとめ、公表することとされております。これまで、国及び東京電力では、関係団体等との調整・意見交換を進め、10月には、東京電力から「風評被害が発生した場合の賠償に関する検討状況」が公表され、先月には、当協議会の代表者会議において、改めて国及び東京電力から検討状況について御説明いただいたところであります。

本日は、会員の皆様に対し、事前に照会した御意見等も踏まえて策定された賠償基準について、東京電力から御説明いただくとともに、皆様から忌たんのない御意見を頂きたいと思っております。

会の円滑な進行についての御協力をお願いし、挨拶とさせていただきます。

【経済産業省 須藤総括官】

東京電力原発事故から11年9か月あまり、今なお福島県の皆様には多くの御迷惑をお掛けしている点、まずもってお詫び申し上げます。本日の会議の議題は、ALPS処理水処分に係る風評被害の賠償ではございますが、先ほど副知事から御発言ありましたとおり、まず風評を起こさせない対策が前提にあると思っております。

具体的には安全性を徹底させるだけではなく、それを第三者に厳しく見ていただく。例えば、IAEAが調査や評価に入っています。それから、その安全性を福島県のみならず、県内外、国内外に広く広報していく。さらに、皆様の生業、事業が安心して継続できる仕組みを作っていくこと。販路拡大、あるいは様々な形での魅力発信をしっかりと取り組んでまいります。

その上で、セーフティネットとして風評被害が発生した場合の対策も必要であろうと考えています。その対策に当たりましては、東京電力任せにすることなく、国も前面に立って対応する必要があると、今年8月のALPS処理水に係る関係閣僚等会議において、年内を目途に基準を取りまとめると決められています。

後ほど、東京電力から御説明がございしますが、東京電力が検討した内容について、様々な御意見を頂きながら、本日時点での基本的な考え方をお示ししていきます。その上で、具体の当てはめにつきましては、なお皆様方から多くの御意見を聞く必要があると思っております。本日は具体の当てはめに当たり、協議を重ねていくための土台を御提供できればと思っております。具体の当てはめに当たり、事業の実態、あるいは皆様の御意見が大きな要素となります。

本日は、忌たんのない御意見をお聞かせいただき、賠償、セーフティネットの充実に向けて私どもも精一杯取り組んでまいります。本日はよろしくお願い申し上げます。

【東京電力HD 高原代表】

本日は、貴重なお時間を賜り、誠にありがとうございます。当社原子力事故により、今もなお、福島県の皆様を始め、関係団体の皆様に大変な御負担と御心配をおかけしており

ますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

福島県原子力損害対策協議会におかれましては、ALPS処理水の放出に伴う賠償について、11月11日の代表者会議の場で、御説明のお時間を頂き、誠にありがとうございます。代表者会議後に、加盟団体の皆様から頂いた御意見について、本日、添付のとおり御回答を整理してまいりました。後ほど、福島原子力補償相談室の弓岡から御説明させていただきます。

また、本日は、本年10月に賠償基準の検討状況を公表して以降、福島県原子力損害対策協議会様を始め、関係団体等の皆様から頂戴した御意見を踏まえ、賠償の基本的な考え方を取りまとめさせていただきました。こちらについても、福島復興本社副代表の内田から御説明させていただきます。

また、本日御説明させていただく内容は、まずALPS処理水放出に際して風評の影響を起さないと強い思いの下進めさせていただくが、それでもなお風評が発生した場合の賠償の基本的な考え方であり、地域や業種の実情に応じた賠償を実施できるよう、引き続き関係団体等の皆様から御意見を頂戴し、十分に協議を重ねさせていただく所存でございます。ALPS処理水放出以降の風評被害の発生状況を踏まえ、適宜、見直してまいりたいと考えております。

引き続き、当社の最大の使命であります「福島の復興」に向け、私自身が先頭に立って、全力で取り組んでまいります。

本日は、忌たんのない御意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

5 処理水処分に係る賠償基準案等への意見に対する回答（東京電力）

【東京電力 HD 弓岡室長】

大変多くの御意見を頂きありがとうございます。これより、福島県原子力損害対策協議会の会員様から頂戴した御意見に対し、御回答申し上げます。なお、個々の御意見に対する当社の回答は、お手元の資料に御用意させていただいておりますが、大変多くの御意見を頂戴していることから、代表的な御意見について御回答申し上げたいと思います。

1点目は、「賠償対象となる地域や業種」に関する御意見です。

「賠償の対象とする地域や業種は限定することなく、被害の実態に見合った賠償を実施すること」に関して、福島市様から御意見をいただいております。また、「10月7日に公表させていただいた賠償基準の検討状況の資料に例示した、5業種以外の業種についても賠償の対象とすること」について、東北鉄道協会福島支部様などの皆様より御意見をいただいております。そして、先月開催されました福島県原子力損害対策協議会の代表者会議において、福島県商工会連合会様からも同様の御意見を頂いております。

当社としては、ALPS処理水の放出に伴い風評被害が生じた場合には、あらかじめ期間や地域、業種を限定することなく、迅速かつ適切に賠償させていただくという考えに変わりはありません。従いまして、例示させていただいた、5業種以外の事業者の方にALPS処理水放出に伴う風評被害が発生した場合には、その損害を迅速かつ適切に賠償し

てまいります。

2点目は、「使用する統計データ」に関する御意見です。

「県や当該市町村でまとめているデータや数種類のデータのクロス分析により数値化したものも使用すること」について、福島県商工会議所連合会様から御意見をいただいております。また、関係団体様から統計データなど推認できない場合など丁寧に聞いていただきたい、全国と比較するのではなく、特定の地域データで比較していただきたいとの意見をいただいております。

当社としては、ある地域にALPS処理水の放出に伴う風評被害が発生した場合、当該地域の水産物や農産物の価格下落、観光客数の減少などに繋がることが想定されるため、当社にて統計データなどを用いて、対象地域と全国の動向を比較し、風評被害の有無を推認する方法を考えておりますが、他に参照できるデータがあれば、取扱いを検討させていただきたいと考えております。

3点目は、「損害額の算定方法における風評被害以外の影響の評価」に関する御意見です。

「新型コロナウイルス感染症や原油高などの風評被害以外の減収について適正に評価すること」について、一般社団法人福島県病院協会様などの皆様より御意見を頂いております。売上減少には新型コロナウイルス感染症の影響など様々な要因も考えられます。

当社としましては、ALPS処理水放出前後における処理水以外の影響は同程度とすることを一案と考えておりますが、新型コロナウイルス感染症による経済的な影響については業態によってそれぞれ異なると考えられることから今後も関係団体等の皆様より御意見を頂き、検討してまいります。

4点目は「処理水放出後の想定外の損害賠償や賠償基準の見直し」に関する御意見です。

「処理水放出後に、賠償基準検討時に想定していなかった事象が発生した場合の各団体の意見等を踏まえ、地域に寄り添った対応と賠償を行うこと」について、福島第一食糧卸協同組合様などの皆様より御意見を頂いております。また、「風評被害は被害額の算出が極めて困難な損害であることから、損害賠償制度運用後の不具合が容易に想定されるため、運用後であっても被害者の声を真摯に受け止め、適正に制度を見直すことを前提とすること」に関して、富岡町様から御意見を頂いております。

当社としては、ALPS処理水放出以降において、現在、想定していない事象が発生した場合には、関係団体等の皆様から御意見を伺いつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。また、国のALPS処理水処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画も踏まえ、ALPS処理水放出から一定期間経過後、風評被害の発生状況を検討した上で、国の御指導や関係団体等の皆様の御意見も踏まえ、風評被害の推認方法や賠償額の算定方法などについて、見直しを行ってまいりたいと考えております。

5点目は、「当社の丁寧な対応」に関する御意見です。

「ALPS処理水放出に伴う風評被害の賠償に当たり「当社の丁寧な対応」と「当社の体制整備」」について、福島県農林水産部様などの皆様より御意見を頂いております。

当社としましては、できる限り丁寧な対応ができるように体制整備を進めているところであり、また、個別の説明会の機会を得られることができれば丁寧に御説明させてい

ただきたいと考えております。引き続き、関係団体等の皆様から御意見を頂戴し、十分に協議を重ねさせていただくとともに、ALPS処理水放出以降の風評被害の発生状況を踏まえ、適宜、見直してまいりたいと考えております。

6点目は、「消滅時効の援用」に関する御意見です。

先月開催されました原子力損害対策協議会の代表者会議において、「ALPS処理水の賠償においても、消滅時効を援用しないことを明記すること」について、福島県市長会様から御意見を頂いております。

当社としましては、ALPS処理水放出に伴う賠償についても、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、「最後の一人まで賠償貫徹」という考え方の下、柔軟な対応を行わせていただきたいと考えております。また、その旨は、今後、当社がお示しする賠償基準の考え方に関する資料にも明記させていただきたいと考えております。

最後に、「ALPS処理水の放出による安全性の情報発信」についての御意見です。

「ALPS処理水の放出に当たり、風評影響の対策のため、安全性について適切に情報発信を行うこと」等について、一般社団法人福島県旅行業協会様などの皆様より御意見をいただいております。

ALPS処理水の海洋放出に当たっては、科学的な根拠に基づく情報を国内外に分かりやすく発信する取組や、様々な機会を捉えて皆様の御懸念や御意見をお伺いし、説明を尽くす取組を継続・強化し、風評影響の最大限の抑制に取り組んでまいります。

理解をいただく取組、御意見をお伺いする取組として、視察・座談会などを実施しております。また、情報発信として、処理水ポータルサイト、新聞広告、ALPSの仕組み等の動画、「海洋生物飼育試験ライブカメラ」YouTube配信などを実施しております。風評被害を生じさせないという強い決意の下、風評影響を最大限抑制すべく対策を徹底的に講じてまいります。その上でもなお、ALPS処理水放出に伴い風評被害が生じた場合には、あらかじめ賠償期間や地域、業種を限定することなく、迅速かつ適切に賠償させていただきます。

代表的な御意見に対する当社の御回答は、以上となります。引き続き、関係団体等の皆様より御意見をお伺いさせていただくとともに、地域や業種の実情に応じた賠償を実施できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

6 処理水処分に係る賠償基準案等への意見に対する回答（経済産業省）

【経済産業省 阿部室長】

1 ページ目、福島県内水面漁業組合連合会からの御意見について。

ALPS処理水の処分によって風評被害が生じた場合の賠償は、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づいて実施されることから、ALPS処理水の処分を行う東京電力が賠償を行うこととなります。ただし、東京電力の賠償が信用できない、しっかりと対応してほしいといった強い声を頂いており、この後、御紹介いただく団体からも頂いています。東京電力が真摯に対応するよう国が責任をもって指導してまいります。

2 ページ目、福島県商工会議所連合会からの御意見について。

A L P S 処理水の処分に当たり、風評を起こさないことについては、前面に立って取り組んでいるところです。第一に科学的根拠に基づく正確な情報発信を行っていくためにパンフレットや動画における分かりやすいコンテンツの作成・発信のほか、また、テレビCMなどによる発信をしているところです。あらゆる媒体を使って発信をしていきたいと考えています。また、国内だけでなく国際社会で風評が起こる可能性も考えられますので、例えば、在京外交団や在京外国メディアへのブリーフィングなどしっかりと行っていきます。その上で、A L P S 処理水の処分に当たっては、風評を発生させないという強い決意の下、国が責任を持って対策に取り組んでいきます。

A L P S 処理水の処分によって風評被害が発生した場合の賠償については、地域や業種等を画一的に限定することなく、しっかりと賠償を行うよう東京電力を指導していきます。

また、販路開拓については、相双機構等と連携して様々に取り組んでいきますので、御指導、御意見を頂きたい。

3 ページ目、福島県商工団体連合会からの御意見について。

政府が海洋放出を決定したのは「汚染水」ではなく「A L P S 処理水」であり、安全基準を満たさない状態での放出を認めることは一切ございません。従って安全を確保した上で、安全性については御理解いただくよう取り組んでまいります。

広域遮水壁については、令和4年12月21日に実施された第26回汚染水処理対策委員会において効果を定量的に解析しましたが、1-4号機建屋への地下水流入量を低減させる効果は無い上、集水井による地下水の大量な汲み上げが追加で必要となることが分かっています。なお、汚染水発生量の抑制については、凍土壁の設置などの対策を進めており、汚染水の発生量は対策前に比べ約4分の1まで大幅に減少しています。さらに、対策を進め、しっかりと低減させていく考えであります。

4 ページ目、福島県商工団体連合会からの御意見について。

トリチウム分離技術については、過去に国の事業として、技術の実証事業を行いました。評価についてはまだ課題があり、国だけでなく I A E A も同様の認識を示していると承知しています。他方、御指摘の技術動向も含め、最新の技術動向は引き続き注視しており、東京電力において、国内外からトリチウム分離技術に関する公募を行っています。

4 ページ目、一般社団法人日本旅行業協会東北支部福島県地区委員会からの御意見について。

ツアーやイベント等の誘客コンテンツを開発する民間事業者を支援しており、浜通り地域等15市町村への来訪者向けに、QRコード決済で購入・消費をした場合にポイント還元を行うキャンペーンなど取り組んでいます。引き続き、どういった対策が効果的かといった御意見を頂きながら、検討してまいります。

5 ページ目、一般社団法人福島県旅行業協会からの御意見について。

先ほど御紹介した内容と同様に、国がしっかりと前面に立って取り組んでまいります。

また、こちら先ほど申し上げた効果的な観光対策を見極めながら必要な支援を継続的に支援できるよう福島県と検討してまいります。

9 ページ目、福島県生活協同組合連合会からの御意見について。

当事者間における個々の交渉結果の是非を第三者が判断することはプライバシーなどの問題もあり難しいが、他方、運用していく中で、風評被害の推認方法や賠償額の算定方法が、発生した被害の実態に則したものになっているか関係団体等の声を聞きつつ検証し、全体として円滑な運用がなされていない場合などには東電に見直しや改善を行うよう指導していきます。

A L P S 処理水放出による問題や風評被害が発生した場合の賠償については、国が前面に立って取り組むとお約束しているのでしっかりと対応していきます。

11 ページ目、福島県民主医療機関連合会からの御意見について。

A L P S 処理水の処分は、タンクにより敷地がひっ迫する中、福島の復興に不可欠な廃炉を成し遂げるためには避けては通れない課題であります。他方で一方的に進めるのではなく、6年以上にわたる有識者の検討や、様々な方々との意見交換を通して、丁寧に議論を積み重ねた上で取り組んでいるところです。「努力が足りない」「一方的だ」といった御意見を重く受け止め、更に御理解を得られるよう全力で取り組んでまいります。

12 ページ目、福島県労働組合総連合からの御意見について。

先ほどの御意見に対する回答と重複するところではありますが、A L P S 処理水の処分は、避けては通れない課題だと考えています。国、東電の責任において、しっかりと皆様と御議論をした上で進めてまいります。その際に、風評を生じさせないための取組、閣僚会議で示した取組をしっかりと実行に移し、皆様の御理解をいただきたいと考えています。

14 ページ目、アカデミア・コンソーシアムふくしまからの御意見について。

あらゆる媒体を使って、皆様に情報が届くようにしっかりと取り組んでまいります。

15 ページ目、福島市からの御意見について。

先ほどの御意見に対する回答と重複しており、回答内容は記載のとおりです。

18 ページ目、農林水産部からの御意見について。

被害者の方々に実態に見合った賠償が行われることは当然なことであるため、国として東電をしっかりと指導してまいります。

7 東京電力からの説明

【東京電力 HD 内田副代表】

別紙「多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準について」により説明。

8 経済産業省からの説明

【経済産業省 阿部室長】

別紙「A L P S 処理水の処分に伴う風評被害の賠償に関する国の対応」により説明。

9 質疑応答（概要）

【富岡町 山本町長】

事前質問でも申し上げたが、統計データによる推認により損害額を算定する場合、ALPS処理水放出前の複数年間の収穫量などの平均値を放出後の損害額算定の上限に用いることが示されている。しかし復興の途上であり、本来の収穫・漁獲量に回復させる途中段階であることから、十分な賠償について適宜相談しながら進めていただきたい。

風評被害は損害額の算定が極めて難しいことから、賠償制度運用後の不具合が容易に想定される。よって、運用後であっても被害者に寄り添い、適正に制度を見直すことを前提としていただきたい。

【東京電力 HD 高原代表】

復興の途中であるということについては重々承知している。そうした中で賠償の基本的な考えを示したが、本内容はベースの段階であり、今後も御事情を伺いながら適切に対応してまいりたい。

運用後の不具合が生じる可能性についても御指摘のとおりと考えており、本日の内容が全てとは思っていない。今回は基本的な考え方を示したものであり、御指摘を真摯に受け止めて被害に遭われた方々の立場に立ち、しっかりと対応してまいりたい。

【福島県農業協同組合中央会 管野会長】

これまで協議してきた内容が取りまとまった内容となっている。

確認したい点は、例えば、ある年は白菜を作り、その翌年は大根を作るなど各年において様々な品目を生産し、風評被害が生じた場合に、前年のデータがないがどのように賠償するのか。

また、風評被害をどの時点で認識するのか。金利負担が生じている場合は賠償可能か。

【東京電力 HD 内田副代表】

各年によって品目が変わるケースについては、御相談しながら対応してまいりたいと考えているが、直近でそのような品目がないかどうかを確認することなど考えている。

原子力損害賠償制度において、金利負担を賠償しているケースはない認識としている。従って、原子力損害賠償制度での取り扱いとなることから同様と考えている。

【福島県農業協同組合中央会 管野会長】

これまでの個社請求において、金利負担を賠償したケースはないのか。

【東京電力 HD 内田副代表】

団体請求、個社請求ともに金利負担を賠償しているケースはないが、裁判になり金利負担を賠償する判決が言い渡されたケースはあり、その場合はお支払いをしている。

【福島県農業協同組合中央会 管野会長】

賠償格差があってはならない。その点については、国の指導もいただきながら検討するように要望する。

【協議会会長代理（鈴木副知事）】

要望については検討すること。

【一般財団法人福島県調理師会 木下専務理事兼事務局長】

A L P S 処理水放出により風評被害が生じた場合の賠償については、事業者を対象としているが、仮に事業者が廃業した場合の従業員に対する賠償も検討するように要望する。

【協議会会長代理（鈴木副知事）】

要望については検討すること。

【アカデミア・コンソーシアムふくしま 新田事業推進会議議長（福島大学副学長）】

東京電力、経済産業省、福島県の真摯な取組に敬意を表する。質問は二点。

風評被害が生じた場合の対応について「期間・地域・業種を限定しない」と資料にあったが、漁業・農業の統計データについては、東京都中央卸売市場が公表している「市場統計情報（月報・年報）」のデータを基本とする時点で、おのずと国内、又は東京都中央卸売市場が取り扱っている品目に限られる可能性もあり、その時点である程度は限定されると理解した。期間について、「最後の一人まで賠償」と言っているが、風評被害を受けている事業者を細部に渡ってキャッチできるのか。

輸出については、国内における農林水産物の輸出高が1兆円産業となっている。禁輸措置は解消されてきたものの、不買運動や買い控えなど起こる可能性はある。海外にまで行ってデータを確認するなど何か対応を行うのか。また、例えば福島県で言えば、米や桃、あんぽ柿、お酒など輸出に影響を及ぼす可能性があるが、輸出品における風評被害への対応はどのように行うのか。

【東京電力 HD 弓岡室長】

これまで弊社で一方的な動きをしたり、被災者様に御負担をお掛けしたりと過去の反省を踏まえ、A L P S 処理水の放出における風評被害の賠償について、相談や受付体制の強化のほか、東京で勤務していた社員を福島県に移行するなど実情に照らしながら賠償させていただくことを更に取り組んでまいりたい。そうした思いから最後のお一人までしっかりと対応させていただきたい。

禁輸措置については、海外の状況などしっかりと確認することで、実態を踏まえ対応してまいりたい。また、現時点で買い控えがある場合などについても賠償としてしっかりと対応してまいりたい。

【東京電力 HD 内田副代表】

東京都中央卸売市場が公表しているデータを使う理由は、扱っている品目が多く幅広いデータがあるため、まずはベースにさせていただく。仮にそのデータでは該当品目を扱っていない場合であっても、他の統計データを活用するなど事業者様、団体様と御相談させていただきながら対応してまいりたい。

統計データの活用については国内を前提とした枠組であり、海外の風評被害に対する活用は御指摘のとおり難しいため、買い控えや不買運動の状況などを確認させていただきながら、それに関わる減収について賠償の対象となるかなど扱いを考えているところ。

【アカデミア・コンソーシアムふくしま 新田事業推進会議議長（福島大学副学長）】

農林水産業がより活気づき、その火を消さないよう、引き続き注視していただきたい。

【福島県民主医療機関連合会 松崎氏】

これまでも、賠償により地域の分断が生じ、我々の組織内でも住民間の問題が発生するなどいまだに解決できていないものもあり、賠償自体が二次被害を生むものだと認識している。特に農村部や山間部では、地域コミュニティを重要視して生活されてきた人たちも多い。ほかにも要因があると思うが、賠償によりコミュニティ自体を破壊してしまっている状況がいまだに解決できないこともあり、更に進めることになるのではないかと危惧している。これについては事前に質問させていただいたが、抽象的な回答であったため、よく分からなかった。賠償により地域の分断が生じていることについて、東京電力はどのように受け止め、また対応していくのか。

「期間・地域・業種を限定しない」として、賠償の対象範囲はかなり広い印象だが、賠償額はどのくらいを想定しているのか。また、ALPS処理水の放出について、テレビCMや学校での説明など様々な活動を行っているが、そうした対応を含めた費用はどのくらいか。そこまでして、ALPS処理水を放出しなければいけないのか、ほかに方法はないのか。対象地域については、海は繋がっており限定は難しい。想定していないところに発生するのが風評被害だが、風評被害の定義をどのように考えているのか。

【東京電力 HD 高原代表】

賠償により地域の分断を生むとの御指摘について、重く受け止めている。発端は当社原子力事故によるものであり、この点については大変申し訳なく思う。その後、当社の責任で廃炉を続けなければいけないと強い決意の下進めており、処理水の放出については避けて通れない道だと思っている。その中で、ALPS処理水を放出した場合の賠償の考え方を本日お示しさせていただいている。

賠償初期に当社も手探りの中で進めた中で御迷惑をお掛けしたことなどについて、改めてお詫び申し上げます。その中で地域の分断が生じたことについては、これまでも様々な方々から御意見を頂戴しており、この点はお詫びするしかない。今回新たにお示しさせていただき、コミュニティが戻ってきているにもかかわらずといったことに対しても、真摯に受

け止めなければならないと思っている。地域の分断を生むことがないようになどと簡単には申し上げられないが、御指摘を踏まえるとともに、これまでの反省をいかし、地域を限定せず賠償させていただくことが基本的な考えである。当社としてはこうした考えを胸に刻みながら対応してまいる。

賠償費用については、放出後の状況によりどのような損害が生じているかが見通せないため現時点では申し上げられない。

【東京電力 HD 阿部バイスプレジデント】

A L P S 処理水の設備の工事費用として、約 350 億円を見込んでいる。

【公益社団法人福島県バス協会 関会長代理】

9 ページ目、観光業の統計データの箇所には「宿泊旅行統計調査を基本」と記載されていた一方で、リード文には「お示しする統計データ以外にも、参照する統計データがあれば扱いを検討する」とのことだが、参照できそうな統計データは、例えば、県内なのか、県外なのかの例示をお願いしたい。

19 ページ目、「放出前複数年平均」もありうるとのことだが、複数年においては、新型コロナウイルス感染症拡大前の数値は含まれるのか。

【東京電力 HD 弓岡室長】

データについて、県全体で見るかエリアで見るかという点も課題としてある。データの例示としては、道の駅に立ち寄った客数、民間機関でのデータで人の移動数など、こうしたデータも参考になると考えている。

本日は賠償の考え方をお示しさせていただいたが、ベースとなる考え方であり、今後も個別の業種ごとに御相談させていただきながら進めてまいりたい。

【東京電力 HD 内田副代表】

新型コロナウイルス感染症拡大前の数値は含まれるのかという点について、今後御相談となるが、賠償では過去 5 年平均を使用し、最高と最低を除いて平均値を出す方法（5 中 3 平均）や、そうではなく単純な過去 5 年平均もありうるかと考えている。いずれにしても様々な業界の実情をお伺いしながら、どのようにすれば適正な賠償が出来るかという観点から御相談させていただきたい。

【公益社団法人福島県バス協会 関会長代理】

地域や個別の実情に応じて個々に相談できると考えて良いか。

【東京電力 HD 弓岡室長】

そのように考えている。福島県においても様々な状況があると思うので、御相談させていただきたい。

【福島県中小企業団体中央会 金成副会長兼専務理事】

今回示された5業種以外も対象となると説明いただいたが、これまでの経緯も含めて、例示、明示された5業種以外について、損害の申出や対応でハードルが高くなることを危惧している。5業種以外についても対象となることをしっかりと明示、発信してほしい。

【東京電力 HD 弓岡室長】

配布資料に5業種以外も検討・相談させていただくとともに、更に取り引業者も確認する旨を明記している。その上で、ハードルが高くないように、更に小売業で観光業の要素がある事業者様については、観光業の統計データを使用し推認するなどを考えている。本日は基本的な考え方のお示しであり、引き続き御相談させていただきたい。

【福島県労働組合総連合 野木議長】

会議の趣旨とズレてしまうが、昨日(12/22)、政府が原子力発電所の運転期間の延長等の方針を取りまとめた。原子力発電所事故の教訓はどうなったのか、事故は終わったことなのか。福島県の想いを蔑ろにするような方針を撤回することを強く要請する。

ALPS処理水の海洋放出は、東京電力の計画通りに進んだとしても30年以上掛かるとされているが、一度海洋放出が始まるとエンドレスで続く、この考えは正しいのか。

賠償については、「期間・地域・業種を限定しない」とのことだが、ALPS処理水が30年以上に続いた場合に、その期間賠償するのか。

【東京電力 HD 高原代表】

損害が継続する限り、期間を限定せず賠償させていただく。

【東京電力 HD 阿部バイスプレジデント】

ALPS処理水は、30~40年かけて海洋放出を実施するが、汚染水の発生量を減らすことが重要な課題の一つである。2025年までに一日当たりの発生量を100m³という目標を掲げている。またフェーシングや局所的な建屋止水などの取り組みにより、2028年までに一日当たりの発生量を50~70m³にするなど、汚染水の発生量を減らすよう取り組んでいる。

【福島県商工会議所連合会 安達常任幹事】

観光業の賠償の考え方について、観光の目的が観光客だけに見えるが、コンベンションや展示会、ビジネスの会議の誘致等も行っており、仮に風評によってキャンセルされる場合に賠償の対象となるのかどうか。各商工会議所からも意見が出ているので、前向きに検討いただきたい。

【東京電力 HD 弓岡室長】

観光という観点は一義的にはあるが、出張なども風評被害により減少した場合について

は、御事情をお伺いし対応してまいりたい。

【福島県商工会連合会 石本専務理事】

A L P S 処理水の広報をテレビで拝見し、重要なことなのでしっかり取り組んでいただきたい。安全と安心はイコールにならないと思っている。周囲でも不安を口にする方が多くいるため、買い控えは起こる可能性がある。賠償は最悪の場合に補完するとの考え方ではなく、起こり得る可能性が高いものだと捉えて東京電力では賠償に取り組んでほしい。

5 ページ目、「原則、新規事業参加者は対象外」となっている。新規参加の場合だと、それ以前の風評被害や算出が捉えにくいことは理解しているが、例えば、同じ業種で以前から行っていた事業所は賠償対象、新たに始めた事業所は賠償対象外となることは不公平だと思っている。避難指示が出された区域で帰還されない方が多くいる中で、新規事業者は大切な存在である。むしろ、「原則、新規事業参加者を賠償対象」とすることで、東京電力が賠償対象とならない理由を示して妥当と判断されれば対象外としていくなど、原則と例外を逆とすべきではないのか。

13 ページ目、新型コロナウイルス感染症の影響等の考え方について、「基準年と同程度の影響があるものと考えています」とあるが、新型コロナウイルス感染症の影響は、この先年々薄まっていった場合に、事業者にとっては、新型コロナウイルス影響分としてかなりの部分が除外されかねないので検討いただきたい。

【東京電力 HD 内田副代表】

新規参加者に関する賠償の考え方については、原則的な賠償の考え方を示したものである。一方で、事業者が帰還され事業再開に至る場合など、一律的に賠償対象外とするのではなく、御事情をよくお伺いして対応したい。今回お示ししたのは、通常のケースということをお理解いただきたい。

新型コロナウイルス影響については、御指摘のとおり年々薄まると考えており、当面特定が難しいが、新型コロナウイルス影響を簡易的に計算するためには一旦その考え方で対応させていただき、段々そこのところは変わってくると思うので、基準年の在り方を考えてまいりたい。

【福島県商工会連合会 石本専務理事】

これまでの賠償で個別の事情を東京電力に理解いただけないという話を聞いており、今回も同様になってしまうことを危惧しているので、基本的な考え方自体を変えていただきたい。

【東京電力 HD 内田副代表】

詰めていく事項となる認識だが、今後、御相談させていただきながら、そのようなことができるか検討させていただく。

【公益社団法人福島県畜産振興協会 紺野会長】

県酪農業協同組合の組合長も務めているが、新型コロナウイルス感染症影響や物価高により組合員がどんどん辞めている状況にある。その中でALPS処理水の放出の影響で組合員が辞めた場合は、賠償の対象となるのか。

【東京電力HD 内田副代表】

ALPS処理水放出後に廃業されたケースについては、難しい課題だと認識している。ALPS処理水放出により、売上や単価が下がり、事業が継続できなくなったという場合には、個々の御事情をお伺いし、相当因果関係を判断させていただきたい。

【公益社団法人福島県畜産振興協会 紺野会長】

福島原発事故により辞めた農家も多いが、今回同様にALPS処理水放出が引き金となり得る可能性もあることを御理解いただきたい。

【福島県町村会 遠藤智会長(広野町長)】

これまで原賠審、当協議会始め、各種関係団体の要望等を繰り返し展開してきたところである。風評被害の万全の払拭体制を構築することについて、安全プランの運営を徹底し、不適合の事象を発生させず、ガバナンスの下に廃炉に向け、計画に基づき進めていただきたい。

賠償について、被害を受けられた方々に、被害に見合った賠償が適切に反映されなければならない。今般、中間指針第五次追補も示されたが、包括、一元化して体制整備をしっかりと確立し、賠償を確実に実施してもらいたい。

様々な被害者からのニーズを捉えるとともに、請求の手續など理解いただける説明を実施するなど、柔軟な体制整備を確立し確実に進めていただきたい。また、経済産業省から説明があったように、迅速かつ適切な賠償の支払を、東京電力においては確実に履行いただきたい。

【東京電力HD 高原代表】

御指摘、大変重く受け止める。ベースとなる方針をしっかりと対応するとともに、その前提と廃炉作業もしっかりとやっていく。社内の体制整備について、私どもも様々な想定の下にまずは風評を起こさせない準備をできる限りやることが大前提である。その上でなお発生した場合の風評賠償も含め、しっかりと体制を構築し、それでも不具合があれば、適宜御指摘をいただきながらしっかりと取り組んでまいります。

10 その他

【協議会会長代理(鈴木副知事)】

最後に東京電力、経済産業省から何か発言があれば。

【経済産業省 須藤総括官】

東京電力が回答させていただいた中にも、国がしっかりと関与しなければならないものがあつた。例えば、再三御指摘のありました「地域・業種・期間を限定せず」と政府方針の中にも書き込んでいるが、適切に運用されているかどうか、国としてしっかりとみていく責任がある。また、これまでの東京電力の賠償姿勢についても御指摘があつたが、国としても改めてしっかりとみていく。復興は賠償だけで行うものではなく、輸出、新規操業、コミュニティを大事にした復興といった様々な御指摘あつたが、賠償以外の政策も含めて福島の復興が政府にとって最重要課題であることについて揺るぎないので、引き続き、政府を挙げて復興に取り組んでいく。

【東京電力 HD 高原代表】

本日頂戴した御意見は、しっかりと肝に銘じて受け止めさせていただき、今後の検討にいかしてまいる。

本日御説明させていただいた賠償基準の考え方については、引き続き、関係団体の皆様はもちろんのこと、多くの方からも御意見を頂戴しながら具体的な内容を定めてまいりたいと考えている。従ってこの後、当社から本内容についてプレス発表させていただき、より多くの方にお示しさせていただきたいと考えている。

遠藤町村会長から御指摘あつたとおり、今後も、関係団体等の皆様から御意見を頂戴し、十分に協議を重ねるとともに、ALPS処理水放出以降の風評被害の発生状況を踏まえ、適宜、見直してさせていただきたいと考えている。

【協議会会長代理（鈴木副知事）】

本日、様々な意見が出た。その中で特に賠償基準について完全ではないということを前提に、是非今後とも各団体、各個人といろいろな方に御意見を聞き、取り入れながら、より良いものにしていただきたい。また、業種が限定されるのでないかと不安の声も出たので、全ての生業を営む方々が今後も事業が営むことができるよう、こうした観点から丁寧な説明、柔軟な対応をしていただきたい。

以 上